

大学における学生自立支援の方向性 —発達障害及びその疑いのある学生への支援との関連から—

八 木 成 和・広 瀬 香 織・楠 本 久美子

現代の青年期では、将来が不透明な中、従来求められていた自己決定することが難しくなっており、これまでとは異なるアイデンティティの達成に向けた模索が大学生には求められている。このような中、大学に対して発達障害及びその疑いのある学生への支援が求められており、特別支援教育の実施に伴う高校からの継続した支援や、発達障害及びその疑いのある学生の能力を高めることを目指した合理的配慮に基づく支援がその方向性として示されている。以上のことを踏まえ、大学における学生の自立支援を目指したモデルを提示した。今後、構築した支援モデルが機能するための条件等の検討およびキャリア支援との連続性の検討が必要であることが示唆された。

キーワード：大学生、自立支援、発達障害

I. 青年期の現代的課題

青年期の発達課題として、ハヴィガースト (Havighurst, R.J., 1953) は、その総括的な内容として、「仲間集団における成員の結びつき」と「独立性の発達」の2つを挙げている。これは、青年期に達成すべき課題であり、達成されない場合には、その後の発達に影響するものと考えられている。

また、エリクソン (Erikson, E.H., 1968) は、青年期までの時期における心理・社会的危機を乗り越え、自我の統合された状態であるアイデンティティの達成が青年期の課題であるとしている。これは、「自分とは何か」「自分は何になりたいのか」ということが中心的なテーマとなり、理想から現実を目をむけ、失望感を味わいながら、「自分」を作ろうとする心の動きが生まれることである。これは青年期の人間にとって非常にたいへんな作業である。自己決定し、その自己決定したことに対して自己責任が問われることとなる。しかし、この自己決定の過程で「自分である感覚」「社会的に役立つ自分という意識」「思想的・価値的な信念」などを獲得するのである。この過程を人任せや人の言いなりになったり、逃避したりすれば「自分」がますますわからなくなり、アイデンティティが拡散したり、混乱するという危機状態となる。

しかしながら、この自己決定はすぐに求められるのではなく、猶予され、様々な試みを通じてアイデンティティを獲得する準備期間が想定されており、これをモラトリアムと呼び、青年期の特質としている。短期大学部の2年間及び大学の4年間はこのモラトリアムにあたると考えられる。このモラトリアムにある学生は、自分が傾倒する対象を主体的に見出そうとしてい

る危機の最中にある。自分自身の進むべき方向に高い不安を抱え、確信が持てない状況で取り組みつつ、他者に依存せずに独力で自分の判断で決定しようとしているといえる。

以上のようにこれまでに青年期の課題について指摘されてきた。青年期の課題はその時代の社会的背景や構造と深く関係しており、現代では、これまでと異なる青年期の課題が生まれてきていると思われる。わが国に限ると、バブル経済の崩壊以後、サブプライムローンに端を発した株暴落の影響を受けたようなことなど、世界事情により学生自身の進路に影響を受けることが多くなっている。たとえば、突然、就職難となり、就職が難しくなる。学校基本調査の統計結果では、平成20年度に大学を卒業した者の就職率は68.4%、短期大学を卒業した者の就職率は81.4%であり、いずれも前年度より低下している。そして、大企業に就職したとしても突然会社が破綻し失業に至ることもある。このように将来が不透明な中で現代の青年は自己決定することが難しくなっており、これまでとは異なるアイデンティティの達成に向けた模索が求められていると思われる（橋本，2009）。

他方で、このような社会情勢の中、学生を受け入れる大学の方にも学生に対する多様な支援が求められている。高等学校への進学率が約96%となり、その後の大学への進学率も50%を超えるようになった。これは「大学全入時代」といわれ、大学はユニバーサル段階に入ったといわれている。これは、AO入試や推薦入試等の入試方法の多様化とともに学力試験だけによらない選抜が行われ、誰もが大学を選ばなければ望みどおりに大学教育を受けることができるようになってきたということである。このような状況の中、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（平成20年）では、学士課程の質保証が求められている。

このような状況において、学生の相談業務を行う中、近年の大学生の変化について様々な指摘がなされている。たとえば、吉武（2010）では、近年の学生相談の傾向として①対人関係の葛藤やトラブルの相談、②アカデミックハラスメント的被害の相談、③学業不適応を長期化させる学生の相談、④精神神経科等に通院しつつ学生相談を利用する学生の相談、⑤自傷行為を示す学生、自殺念慮をもつ学生への対応、⑥危機対応が必要となる学生への相談と援助活動、⑦発達障害学生の相談の7点を挙げている。

また、福田（2007）は大学生の相談に携わってきた経験から、近年の大学生の気になる特徴について「発達・家族」「大学という環境」「対人関係・性格や人格」「精神的な症状の特徴」「治療や相談」という5つの観点から述べている。このうち、発達上の問題や家族に関する問題としては、以下の4点を挙げている。第一に、以前は18歳から22歳は立派な成人であったが、現代では成人とは言えず、発達上、青年期という思春期と成人期の中間で微妙な時期となっている。具体的には、以前はより年少に出るとされていた不登校や家庭内暴力、発達障害、抜毛症、チックなどの問題が大学生でも当たり前に見られるようになっていたことを挙げている。第二に、第一の問題と関連し、上記に示した児童期に見られる問題と躁うつ病、統合失調症、強迫性障害、パニック障害のような成人期の問題の両方が大学生に出現するようになったことである。第三に、大学を卒業しても、心理的、経済的に自立するのは遠い将来と思って対応した方が現実的であるように思われるようになってきていることである。第四に、家族との関係が微妙なケースが多く、保護者とどう関わるかが難しくなっていることである。

そして、学生の対人関係や性格・人格の特徴として以下の4点を挙げている。第一に、これまで青年期は自分と他人の関係を再構築する時期、すなわち、異性と出会ったり生涯の深い友人を作ったりする時期とされてきたが、なかなかうまくいかないことである。友だちを作らないといけない、という強迫観念に悩む学生も多くなっている。第二に、対人関係をとらざるを得ない場として、休み時間、特に昼食時があり、それがうまくいかないため「昼食難民」としてさまよう学生もいることである。第三に、対人関係の個人差が極めて大きいことである。第四に、病気になる特定の性格はないが、脅迫的な学生、つまり、all or nothingな傾向の性格、あるいは理想と現実のギャップが大きい学生が問題を起こしやすいことである。

以上のような特徴について、福田（2007）はある特定の大学の一人の臨床家の経験から述べているので、一般化できないとしているが、現代の大学生に共通して見られる特徴であると思われる。発達上の問題では、様々な問題を抱える学生が増加し、次節で取り上げる発達障害のある学生の問題に加えて、躁うつ病のような心の面で支援が求められる学生への対応が求められている。また、保護者とどう関わるかという課題も難しい問題になっている。

Ⅱ. 発達障害及びその疑いのある学生への支援

2005年発達障害者支援法の施行に加え、2007年から特別支援教育による、発達障害のある児童生徒の学力向上に向けた取り組みが開始され、大学においても発達障害のある学生への支援が求められるようになってきている。山口（2010）は自身の高校における特別支援教育の取り組みを踏まえ、本人や保護者が「高校までと同じように大学等でも指導・支援が受けられるか否かを心配されることが多い」ことを指摘し、大学においても本人のために今、何が必要なのかを考えた指導・支援が求められていると述べている。そして、発達障害のある高校生と大学生に対する高校から大学にかけての具体的な対応方法も示されており（太田・小谷，2009）、高校から大学へという高等教育機関における発達障害のある学生への対応が求められるようになっていく。

また、高橋（2010）は上記の法律上の要請に加えて発達障害のある学生への支援の必要性について以下のように述べている。「ここで挙げたい理由は、発達障害のある人たちの能力には偏りが大きいということに関係している。発達障害があると苦手な部分が足をひっぱり、本来の力が発揮できないことがある。そのようなとき、苦手な部分を補うための配慮が必要となる。…〈中略〉…彼らの多くは配慮を受けながら大学で学んだことで、高い能力を発揮できるようになっている。社会に出る前の最後の教育機関としての高等教育機関は、潜在的に高い能力をもった発達障害がある人の教育を受ける権利を保障し、彼らが社会で活躍していけるようになるために重要な役割を担っている。」と述べている。教育機関として、入学を許可した学生に対して教職員は支援を行い、学生の発達を支える役割を担っていかなければならないのである。同様に、上野（2010）は、高等教育における「ギフテッド（才能）教育」という視点からの発達障害の見直しの必要性を指摘している。これは、教育する側が発達障害のある学生の苦手な部分を補うための配慮をすることで、その学生がもつ高い能力（才能）が高いレベルで発揮されるようになるということである。このような発達障害のある学生に対する教育の意義が指摘

される状況の中で、佐々木・梅永（2010）のような啓蒙書も出版されているが、発達障害のある大学生への支援はまだ始まったばかりであると指摘されている。

このような中で、日本学生支援機構（2009）による調査結果では、診断書を有する「発達障害」のある学生は、高等教育機関全体では299名であり、このうち大学生は237名、短期大学生は11名であった。そして、平成20年度からは、診断書はないが発達障害の疑いのある学生として教育機関が配慮をしている学生数も調査されている。これは、『障害学生数』には含めないが、社会情勢を鑑み、以下の定義により発達障害（診断書無・配慮有）の学生について回答を得た。発達障害の医師の診断書はないが、発達障害があることが推察されることにより、実際に教育上の配慮を行なっている者（特別な支援を行っていない者は除く）」と定義されている。その結果、高等教育機関全体では515名であり、このうち大学生は420名、短期大学生は33名であった。また、診断書を有する発達障害のある学生が1人でも在籍する学校数は、大学では757校中122校であり、同じく短期大学では397校中11校であった。診断書はないが発達障害の疑いのある学生として配慮をしている学生が1人でも在籍する学校数は115校、同じく短期大学は15校であった。合計すると、診断書がある発達障害のある学生又は診断書がなく、配慮がなされている発達障害の疑いのある学生が1人以上在籍する学校数は、大学では189校（25.0%）、短期大学では24校（6.0%）であったが、実際にはこれ以上の学校に在籍していると推測されている（高橋，2010）。

また、小山・玉村（2009）は、関西地方の5府県の4年制・6年制の学部課程を持つ国公私立全99大学のうち回答のあった53大学の調査結果を基に、発達障害のある学生への支援の現状について分析している。現在在籍している学生のうち、学生本人か保護者等から「発達障害がある」「発達障害があるので支援が必要である」という申し出を受けている大学は、22大学であった。このうち、高機能自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー障害等の自閉症スペクトラム障害の学生が20大学合計47名で最も多く、ついでLD（学習障害）の学生が5大学計8名、ADHDの学生が4大学4名、知的障害の学生が2大学2名であった。その他詳細不明の発達障害の学生が2大学計3名であり、全体で合計64名であった。また、学生本人や保護者等から申し出がない場合であっても、大学側が発達障害の疑いがあると判断したケースのある大学は、23大学であった。大規模な大学を除く20大学だけでも計67名であった。この結果から、発達障害のある学生及びその疑いのある学生を合わせると53大学のうち27大学で、合計150名程度の学生が在籍していると想定している。

以上のように、大学へ進学する発達障害、あるいはその疑いのある学生の人数は今後も増加することが予測され、前述の教育機関としての役割を考えた場合、大学は早急な対応が求められているといえる。

2. 支援の方向性

このような中で国立特殊教育総合研究所（2005）や国立特別支援教育総合研究所（2007）では大学における支援方法について具体的に示され、楠本・八木・広瀬（2010）では文献研究によりこれまでの支援の実践例について検討されてきた。その後も多くの大学で支援に関する実

践例が報告されている。例えば、川村・本田・金子（2009）は、広汎性発達障害のある大学生に対して、①社会常識テスト、②ソーシャル・ストーリーズ、③ソーシャルスキル・トレーニングで活用されているサポーターの活用という3つの支援方法を組み合わせて対応した実践例を示している。また、井野・飯田・佐々木（2009）では、広汎性発達障害の大学生・大学院生6名の事例をもとに、大学における困難場面と支援方法との関連について検討している。具体的な困難例から「困難場面」として「学業大学生生活」「日常生活」「友人関係」「卒業後の進路」の4つに分類し、具体的な支援例から「支援方法」を「解決策の教示」「環境調整」「支持と自己理解の促し」「社会性向上の技能練習」の4つに分類している。そして、それぞれの関連を分析した結果、「学業大学生生活」では「解決策の教示」と「環境調整」の支援が重点的に行われ、「日常生活」では「解決策の教示」の支援が重点的に行われ、「友人関係」と「卒業後の進路」では「支持と自己理解の促し」と「社会性向上の技能練習」の支援が重点的に行われていたことを示している。この結果から、広汎性発達障害の学生が直面する困難な場面において適応する支援方法があることが指摘され、包括的な支援アプローチの体系化につながることが示唆されている。

また、大学教員の発達障害のある学生への不適切な対応の仕方も指摘され、高橋（2010）では「門前払い」、「丸投げ」、「特別扱い」、「抱え込み」の4点が挙げられている。第一の「門前払い」は特別扱いをしないと切り切り、まったく歩み寄らない場合である。第二の「丸投げ」は支援体制が充実している大学において、関係するセンター等の専門家に任せてしまう場合である。第三の「特別扱い」は関係するセンター等から障害のある学生への配慮を求められたときに、成績評価の要求水準を下げてしまう場合である。第四の「抱え込み」はこれまでの3つの場合と異なり、積極的に個人指導等の支援を行いすぎて1人では何とか対応できたが、それ以上人数が増えた場合には対応できなくなってしまう場合である。

そして、「門前払い」では、学生の教育を受ける権利を保障すること、「丸投げ」では、日常的に起こる困難な場面での環境調整がうまくできないこと、「特別扱い」では、学生の学ぶ機会と自立を阻むこと、「抱え込み」では、教員の学生に対する支援への意欲が低下することを指摘している。

以上のことを基に、発達障害のある学生への「門前払い」、「丸投げ」、「特別扱い」、「抱え込み」のような不適切な関わり方を改め、「合理的な配慮」へ向かうことを提唱している。この「合理的配慮」とは、「障害のある人の権利を保障するために行う変更や調整で、支援者に過重な負担を課さないものと定義されている（障害のある人の権利に関する条約）」と述べ、具体的に一人ひとりの学生にとってどのような配慮が合理的であるかの判断は難しい課題であることを指摘している。なお、この「合理的配慮」の考えは、発達障害のある学生への支援を行っていくためのキーワードとして重視されており（福田，2010）、対処する上での難しさを克服するために発達障害あるいはその疑いのある学生との対話の必要性が指摘されている（高石，2009）。

この「合理的配慮」は、入学後に顕在化する問題ではなく、入学前から入学時にかけても問題となる。このような観点から、仲（2009）は、アメリカの例をもとに、入学前、入学時、入学後、就労に向けた支援の4つの時期に分けて適切な支援を示し、個別移行計画に基づいた支

援の必要性を指摘している。また、片岡・玉村（2009）では、発達障害のある学生に配慮した導入ないし初年次教育について検討している。その中で、必要なときに、必要な支援を選択できる状態にあるという安心感を持てることが発達障害のある学生には必要であることから、初年次教育では発達障害のある学生に必要な支援を選択できる力と、支援の情報を収集できる力をつけることが重要であると指摘している。

さらに、入学後の具体的な取り組みとして、様々な対応方法が検討されている（例えば、福田，2007；太田・小谷，2009；佐々木・梅永，2010）。その中で、福田（2010）は、3つのレベルに分けて支援策を示した日本学生支援機構（2009）の「教職員のための障害学生修学支援ガイドブック」をもとに支援方法を検討している。ここで述べられている3つのレベルとは、①「すでに入学以前に障害が認知されていた場合、または入学後に専門医を受診し、発達障害の診断を受け、障害であることの証明（療育手帳や精神障害者保健福祉手帳、あるいは医師からの診断書）がある場合。」、②「手帳や診断書などの公的な証明がなされていない場合でも、校医や学生相談室など学内の専門家の意見で発達障害の可能性がかなり高いと思われる場合。」、③「専門家の証明がなくとも、普段の行動から発達障害の可能性が想定され、本人や保護者が支援を求める場合。あるいは本人が自分の障害を認識したり受け入れることができず自主的な支援の申し出がないが、教職員や同級生など周囲の人間が何らかの困難を感じているような場合。」である。そして、①では、「大学として全学的なコンセンサスがある、全学的に“障害”と明確に承認した上で行う支援」が想定され、②では、「学部としてのコンセンサスがある、たとえば学部教授会で認定した上で行える支援」が想定され、③では、「専門家からの助言を参考にして、各教員の判断で状況や必要に応じて行える支援」を想定している。そして、現在では③の可能性が想定される学生が多数であると述べ、個々の教員の理解と協力による支援が求められていると述べている。しかしながら今後は、特別支援教育の充実により①や②のレベルの学生の増加も予測されることから、全学的な理解と支援体制の整備の必要性を指摘している。

3. 本学における支援の取り組み

本学においても学生の自立支援にむけた全学的なシステムを構築する方向で進めている。これまでに楠本他（2010）において大学及び短期大学における発達障害及びその疑いのある学生への現状、学生の抱える問題点、各部署及び学生相談室の支援の現状、対応方法を文献に基づき検討した。その結果、第一に、学生支援センターや学生相談室等に発達障害学生を支援するコーディネーター的な者が常駐し、支援を求める学生や教職員のニーズに応える体制作り、医療機関等の外部機関との連携が必要であることが示唆された。第二に、学生の実態把握のための全数調査によるスクリーニングの実施や、当該学生のアセスメントおよび生育歴を丹念に辿ることによって早期に具体的な支援を開始することの必要性が示唆された。

第一の点については、平成22年度より臨床心理学を専門とする専任教員が学生支援センター副センター長として着任し、発達障害をもつ学生の修学・就職支援のコーディネートを行っている。また、支援を求める学生や教職員のニーズに応える体制を整えるため、専門的學生支援部署の一つである学生相談室の開室時間・スタッフおよび業務内容の拡充を行っている。具体

的には、平成23年度から非常勤カウンセラー 3 名および専任教員 2 名の体制で平日の午後（4 時間）はすべて開室とし、学生・保護者のカウンセリングのみならず、教職員へのコンサルテーションも行うこととした。加えて、教職員が気軽に学生対応等について相談に行けるよう、カウンセラーは面接時間以外の時間は保健センター窓口に常駐するようにし、カウンセラーの「顔の見える」環境づくりを進めている。

さらに、先述した高橋（2010）が述べているように、発達障害を含めた何らかの修学上の困難を抱えた学生に対し、「門前払い」「丸投げ」「特別扱い」「抱え込み」のような不適切な関わり方を改め、「合理的な配慮」を行うことを目指し、そのような学生に対する授業支援についてのシステム作りを行っている。具体的には、学生支援センターを相談窓口とし、学生相談室カウンセラーが専門的見地から当該学生のニーズの把握およびアセスメントを行い、厚生補導委員、各授業担当教員、教務課等と協働・連携していくシステムである。なおこのシステム作りにあたっては、日本学生支援機構（2007）による報告書「大学における学生相談体制における充実方策について－『総合的な学生支援』と『専門的な学生支援』の『連携・協働』－」（通称：苔米地レポート）の中にある、「学生相談とは教育活動の一環であり、学生の個性と多様性に配慮しつつ、教育的・成長促進的視点に立った的確な支援を行い、大学全体の学生支援力を強化する」という基本理念および「学生支援の 3 階層モデル」を参照した。「学生支援の 3 階層モデル」に本学にあるリソースを対応させたものを Fig.1 に示した。

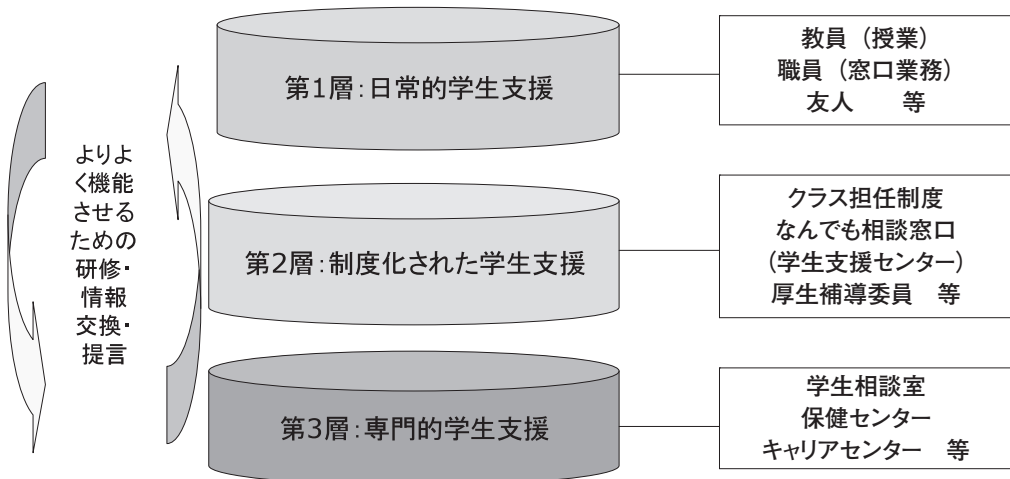


Fig.1 「学生支援の 3 階層モデル」

楠本他（2010）で指摘した第二のスクリーニングの実施に関しては、すでに適応している学生がいること、支援体制が未整備であることからその実施に対して反対意見もあり、まだその是非について議論されている（福田，2010）。今後は、片岡（2008）において実施された短期大学生を対象にした学習面と生活面における困り感の実態把握と支援ニーズの調査や高校生ではあるが、教員を対象とした「気になる」生徒の行動上の問題の把握（本郷・相澤・飯島・半

澤・中村, 2009) などの方法は診断を目的としたものではなく、学生と教員の双方の教育機関として配慮すべき学習面と生活面のニーズの把握や、支援方法を検討する上で有効であると思われる。

以上、Fig.1に示した支援体制の枠組みの全学的な確認を進めている段階であるが、今後、具体的な事例をもとに、支援体制が機能するための条件等についてより詳細に検討することが必要と思われる。加えて、望月（2010）では大学生の就労への移行支援の課題が指摘され、森定（2010）では大学で実践されているキャリア支援の取り組みが示されている。今後、自立支援とキャリア支援との連続性の検討も必要であると思われる。

[引用文献]

- Erikson,E.H. 1968 Identity:Youth and crisis. (岩瀬 庸理 訳 1970 主体性（アイデンティティ）—青年と危機— 北望社.)
- 福田 真也 2007「大学教職員のための大学生のこころのケア・ガイドブック 精神科と学生相談からの15章」金剛出版.
- Havighurst,R.J. 1953 Human Development and Education Longmans,Green & Co.. (荘司 雅子 (監訳) 1995「人間の発達課題と教育」玉川大学出版部.)
- 橋本 和明 2009「第1章 発達障害者が抱える思春期・青年期の課題」橋本和明 (編著)「発達障害と思春期・青年期 生きにくさへの理解と支援」明石書店, 21-40.
- 本郷 一夫・相澤 雅文・飯島 典子・半澤 万里・中村 佳世 2009 高校における「気になる」生徒の理解と支援に関する研究 東北大学教育ネットワークセンター年報, 9, 1-10.
- 井野 英江・飯田 由美・佐々木 司 2009「広汎性発達障害 (PDD) の大学生の学生生活に対する支援方法の検討—症例の検討を通して—」臨床精神医学 38, 12, 1779-1788.
- 片岡 美華 2008「短期大学生の学習面と生活面における実態把握と支援ニーズに関する調査研究」鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要, 18, 39-49.
- 片岡 美華・玉村 公二彦 2009「高等教育における発達障害学生への導入・初年次教育—LD・ADHDに特化したランドマーク・カレッジの場合—」奈良教育大学紀要, 58, 1, 57-67.
- 川村 雅之・本田 教一・金子 義宏 2009「様々な行動上の問題を示した広汎性発達障害の大学生に対する大学生活への支援」東日本国際大学福祉環境学部研究紀要, 5, 1, 27-32.
- 小山 ありさ・玉村 公二彦 2009「高等教育における発達障害学生の支援—関西5府県における『発達障害学生支援に関する調査』を中心として—」奈良教育大学紀要, 58, 1, 69-78.
- 国立特殊教育総合研究所 2005「大学における支援体制の構築のために 発達障害のある学生支援ガイドブック—確かな学びと充実した生活を目指して—」ジアース教育新社.
- 国立特別支援教育総合研究所 2007「発達障害のある学生支援ケースブック—支援の実際とポイント—」ジアース教育新社.
- 楠本 久美子・八木 成和・広瀬 香織 2010「大学・短期大学における発達障害及びその疑いのある学生への支援の現状と課題」四天王寺大学紀要, 49, 447-460.
- 望月 葉子 2010「発達障害のある大学生の就労支援の課題—職業への円滑な移行と適切な支援の選択のために—」大学と学生, 81, 22-28.
- 森定 玲子 2010「発達障害を有する学生に対するキャリア支援について—学生支援センターを核とした

- 取り組み―」大学と学生, 81,29-36.
- 仲 律子 2009「大学における発達障害学生への支援についての一考察」鈴鹿国際大学紀要, 16, 71-87.
- 日本学生支援機構 2007「大学における学生相談体制における充実方策について－『総合的な学生支援』と『専門的な学生支援』の『連携・協働』－」独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部学生生活計画課
- 日本学生支援機構 2009「平成20年度大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」
- 太田 正己・小谷 裕実 2009「大学・高校のLD・AD/HD・高機能自閉症の支援のためのヒント集 あなたが明日からできること」黎明書房.
- 佐々木 正美・梅永 雄二 2010「こころライブラリー イラスト版 大学生の発達障害」講談社.
- 高橋 知音 2010「大学における支援」心理学ワールド 日本心理学会 49, 5-12.
- 高石 浩一 2009「大学生と発達障害」そだちの科学 13「おとなの発達障害」日本評論社, 106-115.
- 上野 一彦 2010「『発達障害』学生を取り巻く課題と今後の展望について」大学と学生, 81, 15-21.
- 山口 比呂美 2010「高校における特別支援教育の取組と大学等への期待」大学と学生, 81, 52-57.
- 吉武 清實 2010「学生相談の近年の傾向と課題」大学と学生, 84, 6-12.

【付記】

本研究は、平成21年度科学研究費補助金 基盤研究 (C)「発達障害及びその疑いのある大学生の支援プログラムの開発」(課題番号21531038) の助成を受けて実施された。

本論文は3名の執筆者が共同して研究した成果であり担当部分の抽出はできない。